# 青森県公共建築物長寿命化指針

平成20年3月(令和2年4月改定)

総務部財産管理課 県土整備部建築住宅課

#### (目次)

• • • 1 1. 指針の目的と効果 (1) 指針の目的 (2) 施設の長寿命化 (3) 長寿命化がもたらす効果 2. 長寿命化の目標と施設の機能 3

- (1) 耐用年数 (寿命) の考え方
- (2)目標使用年数
- (3)性能劣化と修繕・改修
- (4) 施設の機能
- 3. 長寿命化に向けた取組 . . . 6
- (1) 保全の計画的実施
- (2) 適切な維持管理のための技術的支援等
- (3) 県有施設の長寿命化に向けた設計等への配慮

#### 資料編

1.	構造体の総合的耐久性(日本建築学会)	•	•	•	8
2.	コンクリートの中性化	•	•		8
3.	目標使用年数	•	•		9
4.	長寿命化事例(青森県庁舎)				1 0

## (本指針における用語の定義)

長寿命化: 躯体が健全である限り、適切な維持保全によって、建物寿命を永らえさせることを いう。\*1

保全:建築物が完成してから取り壊されるまでの間、性能や機能を良好な状態に保つほか、社 会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けることをいう。\*2

修繕:建築物の機能・性能を当初の性能水準まで回復させることをいう。※3

**改修**:劣化した建築物の機能・性能を当初の性能水準以上に改善することをいう。\*\*3 (例) 長寿命化改修、耐震改修、ユニバーサルデザイン化改修、省エネ改修等

更新: 劣化した部材、部品、機器などを新しいものに取り替えることをいう(修繕として行う ことも、改修として行うこともある)。※3

注:出典は以下による。

- ※1 社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会編集「公共ファシリティマネジメント戦略」
- ※2 国土交通省 HP (https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\_tk6\_000046.html)
- ※3 国土交通省大臣官房官庁営繕部「国家機関の建築物等の保全の現況 (平成31年3月)」

# 1. 指針の目的と効果

#### (1) 指針の目的

本指針は、「青森県公共建築物利活用方針(平成31年2月改定)」(以下「方針」という。)に基づき、県有施設の長寿命化を図るため、目標とする使用年数、維持すべき性能水準及び維持管理業務に係る技術的事項について、あるべき状態とその実現方法を長期的視点から明らかにし、その取り組みを推進することを目的とする。

# (2) 施設の長寿命化

これまで、県有施設は建設後30数年で解体・建替が行われていた。鉄筋コンクリート造建築物の構造体の「物理的耐用年数」は、およそ60年から100年とされるが、その過半の期間を待たずに解体されてきた。

施設整備は、スクラップ&ビルドから既存ストックの有効活用へと転換しつつある。仕上げ や設備などの部品や材料(以下「部位・部材」という。)の更新や保全により、施設の性能を 維持し、新たな需要に対応することが可能となる。

今後は、「方針」に従い既存施設を利活用し、その長寿命化による整備を進めるとともに、 新築においても将来的な長寿命化を考慮した整備を基本とする。

# (3) 長寿命化がもたらす効果

#### ① 施設の性能と資産価値の向上

適切な維持管理により建築物はその性能を十分に発揮することが可能である。維持管理が不 十分な場合、性能低下のみならず、利用者の生命・健康を脅かすなど深刻な事態をも招く。

構造耐力や避難設備など建築物の基本的性能は、用途等によって法的に要求される水準が異なる。それらを理解し、施設を適正に維持するためには、専門的・技術的知識のほか、日常の維持管理業務が重要である。

長い年月が経過し、性能の一部が低下して機能が損なわれた場合、その施設の資産価値は減少する。その損失が回復困難な状況となった場合、施設は「不良資産」となり、そのために投じた財政措置の意義が大幅に失われることとなるが、長寿命化対策の実施により、施設性能低下や資産価値減少に対する防止効果が期待される。

- ・長期にわたる機能維持と良好な施設環境の提供
- ・施設情報の共有化によるコスト意識の向上
- ・施設情報の視覚化による施設経営の総合的判断とマネジメントへの寄与

# ② ライフサイクルコストの縮減

これまで、多くの建築物では、機器の停止や漏水など不具合が発生してから修繕等の対処を してきた。これは「事後保全」と呼ばれるが、状況の悪化により修繕費用が割高となり、突発 的な不具合に対処するための経費が十分に確保できないこともある。このような事態の回避の ためにも「予防保全」が重要である。

建築物の部位・部材が劣化し、また、機能が停止した場合に、危険な状態や行政サービスの 提供が出来なくなるなど影響が大きいものは、劣化が起こる前段階で対処することや、軽微な 劣化がきっかけとなって大きな劣化の原因となるものは、兆候が見られた段階で対処することが「予防保全」である。

効率的な保全のためには、部位・部材の機能や劣化の影響等を考慮し、「予防保全」とすべきものと「事後保全」でも構わないものとの選別、また、経過年数による劣化パターンと点検による兆候を考慮した優先度の判断が求められる。

対症療法的な修繕から予防的な修繕への切り替えや、日常的な保守点検を行い劣化の進行を抑える等により、最小限の修繕費用で、良好な執務環境、安全性、機能性、利便性等を保持することが可能となる。また、経費の計画的執行が図られることにより、結果としてライフサイクルコスト(以下「LCC」という。)が縮減される。

- ・建設・保全コストの縮減
- ・修繕周期の適正化と保全業務の効率化
- ・予算に関する優先度判断の明確化と支出の平準化

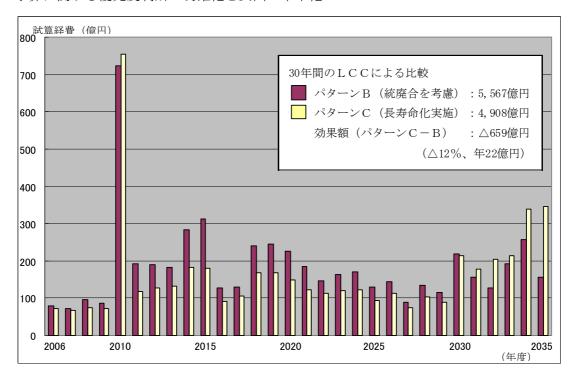


図1 長寿命化の効果額:パターンBとCの比較

#### ③ 地球環境保全

「青森県環境調和建築設計指針(平成15年3月)」では、環境調和建築の計画において、 「周辺環境への配慮」、「運用段階の省エネルギー・省資源」、「長寿命化」、「エコマテリアルの使用」及び「適正使用・適正処理」の5つの視点を重視している。

施設の長寿命化は、既存施設利活用や設備更新等による建設廃棄物の抑制や、運用での省エネ、 $LCCO_2$ (ライフサイクル $CO_2$ )抑制等の環境負荷低減等の効果があり、地球環境保全への貢献が期待される。

- ・CO<sub>2</sub>排出量の削減
- ・省エネルギー対策の実践
- ・資源の有効活用と廃棄物の削減

# 2. 長寿命化の目標と施設の機能

#### (1) 耐用年数(寿命)の考え方

施設の耐用年数は、次の3つに分類でき、これらの耐用年数のうちで最も短いものが施設の 寿命と考えられる。

# ① 物理的耐用年数

劣化による構造体の性能低下により、構成する部材強度の確保が困難な状態になるまでの年数。構造物の物理的性質に由来する。構造体の寿命。

# ② 機能的耐用年数

技術革新、需要変化等により、当初の予定と異なる機能を社会から要請され、施設がその機能に不足を生じるまでの年数。

## ③ 経済的耐用年数

基準時点からの維持管理コストが、施設を新築した場合の生涯コストより割高となることが 確実に見込まれることとなるまでの年数。法定耐用年数、建設事業債務の償還年数など。

一般的に、「物理的耐用年数>経済的耐用年数>機能的耐用年数」となるが、これまでの施設の寿命は、最短の機能的耐用年数に近かった。長寿命化とは、施設の寿命を、最長の物理的耐用年数に出来る限り近づけることである。

建築物は多くの部位・部材により構成され、その耐用年数は個別である。そのうち構造体の 耐用年数が最長であり、建築物の物理的耐用年数となる。

# (2)目標使用年数

既存施設及び新築施設の長寿命化の目標として、施設使用の計画期間である「目標使用年数」 を設定する。

使用期間を明確にし、長寿命化のための計画的な改修の実施や材料・工法等の的確な選択を することにより、LCCの縮減を図ることが可能となる。

目標使用年数は、鉄筋コンクリート造建築物に関する材料の耐久設計強度等から導かれる限 界期間を物理的耐用年数として位置付け、既存施設・新築施設及び一般施設・長期使用施設の 別に設定する。

目標使用年数 (年)

種別施設	新築施設	既存施設
一般施設	8 8	6 0
長期使用施設	100超	8 8

一般施設 : 長期使用施設以外の施設

長期使用施設:①大規模な施設、②行政需要等から長期的使用が見込まれる施設等

ただし、既存施設は、耐震性能等が確保できる施設、または、平成9年

度以降に設計された施設であること。

# (3)性能劣化と修繕・改修

屋根防水やボイラー等の部位・部材は、経年等により劣化が進行するが、これが「機能劣化」である。施設の長寿命化においては、それぞれの部位・部材の耐用年数に応じた適切な時期に 修繕、改修等の措置を講じ、必要な機能を確保する必要がある。

また、経済・社会システムの変革や技術の発達により、施設に求められる「要求性能」は年々 高まる。

施設を長寿命化するためには、一定の性能水準を確保する維持管理が重要であり、「修繕(機能劣化が生じた際に初期性能まで回復する工事)」及び「改修(初期性能以上に機能を引き上げる工事)」を適切な時期に実施する必要がある。

# 性能

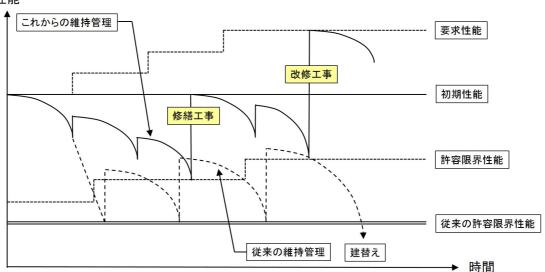


図2 性能劣化と修繕・改修

# (4) 施設の機能

# ① 基本的機能

施設に求められる基本的な機能は次のとおり整理される。性能水準は、施設の用途等により 要求レベルが異なるため、用途毎に設定する。

#### (7) 安全性

火災や自然災害などに対して、一定の防災性能を有していること。 (防災拠点性能)

○構造強度(耐震性能)、防火性能、仕上げ材の安定性、避難性能、敷地の防災性能、ライフラインの確保、各建築設備の安定性

#### (イ) 快適·効率·利便性

住民の利便性と職員の事務効率の向上のための性能。

○敷地の配置計画、施設の平面計画、建築設備、特殊用途の機能

# (ウ) 公共性

ユニバーサルデザイン、周囲との調和、自然環境への配慮

#### (I) 資産価値

不動産評価、保全の状態と作業性

# (オ) 歴史文化性

固有の歴史・文化との調和、まちづくりとの連携(街並み、景観)、自然文化調和

# ② 長期使用施設の機能

施設の長寿命化のために、特に重視される機能は次の通りとなる。長期使用施設は、これらの機能について高い性能水準が要求される。

- (7) 使用形態の変化に適応が可能な階高、床荷重の許容性
- (イ) 工法や材料の高耐久性、耐震性
- (ウ) 設備等の更新性、維持管理のメンテナビリティ

理念キーワード		福祉	自然	地域·文化
視点(軸)		活動	生態	時間
性能目的	生命財産保護	福祉増進	健康環境保全	次世代継承
整備方針	安全	誰にもやさしい	環境調和	持続可能

県有施設の要求性能

県有施設(	女小江門	в 		小項目					
	階層	大項目	中項目						
			都市環境		都市基盤性	エコロンカル			
	選択	歴史·文化性			His de me la				
	~"`		地域性			地域調達性			
$\wedge$			資産価値		利用ニーズ適応性	. D 719.7.2.12			
/ \									
	最良	資産性	耐久性						
			権利保全			環境障害回避性			
選択			近隣調和		利用者公平性		美観性		
的						公害防止性			
施策	十分	社会性	T= 1 + / - A			自然生態系保全性			
施泉     性			環境保全			地球環境保全性			
-						省資源性			
$  \wedge  $			効率性		執務効率性	エネルキ゛ー効率性	保守効率性		
$  / \setminus    $			情報化		情報利便性				
/ VI						空気快適性			
			安山理技			熱快適性			
			室内環境 -			光快適性			
	必要	快適・効率・利				音快適性			
	必安	便性			空間規模				
			飯 什 . 由 壮		移動性能				
			躯体•内装		操作性能				
					内装快適性				
			立地条件		交通機関				
			立地未行		施設充実性				
			日常		傷害防止性	人体無害性			
			μњ		防犯性	衛生			
Λ /			雷害	過電流回避性					
\ /			# 1	接地確実性					
\/			水害	水防性	\ \ \				
\			<b>水</b> 日	排水性	/				
法規 性				耐火性	/ 性能 /	`			
'-	最低	安全・信頼性	火災	防火性	/の積上げ /_				
必須			7,2	避難性					
的				消化性	L/				
				耐震性					
\ /			自然外力	耐風性					
\ /				耐雪性					
\/			立地条件	道路接続性	7				
V			ユ・リベニ	地盤					

	福祉のまちづくり条例	環境計画	景観条例
ID BB 大夕 /bi		地球温暖化防止計画	コスト縮減新行動計画
県関連条例・ 計画等		地域新エネルギービジョン	
11113	福祉のまちづくり整備 マニュアル	環境調和建築設計指 針	景観色彩ガイドプラン

図3 県有施設の性能概念図

# 3. 長寿命化に向けた取組

#### (1) 保全の計画的実施

計画的な保全により施設の長寿命化を図るため、施設毎の維持管理・更新等に係る具体的な対応方針を定める計画として長寿命化計画書を作成する。

#### ① 長寿命化計画書の作成

長寿命化計画書(以下「計画書」という。)には、施設概要、劣化状況、点検・修繕等履歴、 部位・部材等の更新が必要となる時期等を記載するものとし、作成の対象施設は次表によるこ とを基本とし、それ以外の施設については任意で作成する。

用途	施設						
庁舎	事務庁舎、警察施設、福祉施設、社会教育施設、研修施設等						
学校	各種学校校舎及び体育館、寄宿舎						
住宅	<b>県営住宅、職員公舎等</b>						
その他	観光施設、スポーツ施設、試験研究施設等						

また、以下の施設は計画を作成しないこととできる。

- (ア) 用途廃止や撤去、売却等の処分が予定されている施設
- (イ) 同種・類似の計画を策定済み(又は予定)の施設
- (ウ) その他長期の使用を見込まない施設等

## ② 修繕の計画的実施

予防的な保全により長寿命化を図るため、計画書の内容等を踏まえ、計画的な修繕を行う。 修繕は、部位・部材の耐用年数を考慮して、定期的に行う必要があるが、仮設コストの縮減と 工事期間の短縮を考慮しつつ、施工の範囲や優先度を考慮し修繕筒所を決定する。

## 【参考更新周期】

	20年	40年	60年
一般施設	屋上防水・外壁塗装 空調熱源 暖房設備・ポンプ類	躯体以外の建築全般 電気設備(機材のみ) 機械設備全般	_
長期使用施設	同上	躯体以外全般 バリアフリー対応	屋上防水 電気設備(機材のみ) 機械設備全般

# ③ 改修の計画的実施

改築又は長寿命化改修による継続使用の要否を検討する際には、コンクリートコア抜き試験、躯体調査(仕上材を除いたひび割れ、ジャンカ等の確認等)などにより、構造躯体の健全性を十分に調査する。

調査の結果等を踏まえ、長寿命化改修を実施することとした施設は、改修のための諸条件を整理したうえで、施設に求められる性能水準の変化に対応するための長寿命化改修工事を実施する。

工事内容や実施時期については、各施設の状況や時代の変化を踏まえて十分な検討を行うものとし、定期的な修繕と同時に行うなど、適切な時期に工事発注をする必要がある。また、工事実施の契機となる法令改正や社会変化の動向を的確に把握するとともに、利用者(住民、職員等)の意見を尊重することが重要である。

# (2) 適切な維持管理のための技術的支援等

本県の県有施設の維持管理は施設ごとに実施されている。その業務は、建物の点検、設備機器の運転・保守、清掃、警備、小破修繕など多岐にわたるため、保全情報システムの整備、県有施設保全マニュアルの作成等により施設管理者を支援する体系が必要である。

また、必要に応じて技術者不在の施設に対する相談、修繕工事の積算・発注等の支援を行う。

#### 〇施設管理者

建築物の機能の維持及び性能の確保を図るための「適切な保全の実施」

(関係図書の保存、定期的な点検の実施、点検・修繕履歴の記録、長寿命化計画書の作成)

#### 〇技術的支援

施設の調査や施設管理者に対する助言などの「技術的な支援」

(劣化度調査、定期点検、技術的助言)

建築物等の保全の適正を期するための「保全に関する事務の統一と必要な調整」

(保全マニュアルの作成、保全情報システムの運用)

## ① 劣化度調査の実施

経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、災害、使用特性等)による性能低下状況及び管理状況の把握のため、劣化度調査を実施し、修繕計画/長寿命化計画書作成、優先順位決定、施設アセスメント、法定定期点検等に幅広く活用する。

## ② 保全マニュアル

維持管理全般に関する情報をまとめた業務の手引き「県有施設保全マニュアル」を策定する。

# ③ 保全情報システム

施設に関する情報を利用・管理するシステムを活用し、他の施設との比較により保全状況を把握する。

#### (3) 県有施設の長寿命化に向けた設計等への配慮

長寿命化の考えを取り入れた改修工事等を適切に実施するために、重視すべき事項や観点は次のとおりである。

# ア 可変性

将来の用途変更への柔軟な対応を可能とするために、機械室や配管スペース、階高、設計荷重等について余力のある計画とする。

# イ 更新性

建築設備の更新を容易に実施できるよう、機械室や配管スペースの計画を行う。

#### ウ 高耐久性

材料は、LCCを抑制するために、耐久性の高いものを選択する。

#### エ メンテナビリティ

使用材料の修繕容易性や点検用の足場やスペースの確保など維持管理業務を容易にするための計画を行う。

# オ 省資源・省エネルギー

新エネルギーや再生可能エネルギーの利活用、環境負荷の低減等、省資源・省エネルギーを念頭に設計する。

# 資料編

## 1. 構造体の総合的耐久性(日本建築学会)

目標使用年数の参考値として次の表の値がある。

本指針では、計画供用期間の級の「短期、標準、長期」に対応するものとして、既存施設は「短期 = 一般使用施設」、「標準=長期使用施設」、新築施設は「標準=一般使用施設」、「長期=長期使用施設」のそれぞれを該当させた。

# 構造体の総合的耐久性

■建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 (2018) (日本建築学会)

計画供用期間の級*	コンクリートの耐久設計基準強度 (N/mm²)	大規模補修不要予定期 間(年)**	供用限界期間(年)***
短期	18	30	65
標準	24	65	100
長期	30	100	_

#### \*計画供用期間

鉄筋コンクリート構造体および部材について、発注者または発注者の代理としての設計者が設計時に計画する供用予 定期間

#### \*\*大規模補修不要予定期間

構造体および部材について、局部的な軽微な補修を超える大規模な補修を必要とすることなく鉄筋コンクリートの重 大な劣化が生じないことが予定できる期間

# \*\*\*供用限界期間

継続使用のためには構造体の大規模な補修が必要となることが予想される期間

## 2. コンクリートの中性化

目標使用年数の決定に当たり、鉄筋コンクリート構造の耐用年数を左右する値として大きな比重を 占めるコンクリートの中性化について検討した。

# コンクリート中性化の一般式

 $T = \alpha \times \beta \times \gamma \times A_0 \times X^2 - (1)$ 

T:コンクリート表面からXcm 中性化されるまでに要する年数(年)

 $\alpha$ : コンクリートの材質係数

(一般的なコンクリートとして水セメント比60%から得られる1.45を採用)

β:地域格差係数

(炭酸ガス濃度により決定される。通常の都市地域 0.81を採用)

γ:中性化遅延率

(標準として1.0を採用)

Ao: 中性化の常数 (年/cm)

(研究者による実験値 7.2を採用)

以上の条件から(1)式は下記のとおりとなる。

 $T=8. \ 45 \times X^2 - (2)$ 

上記(2)式から、一般的なかぶり厚さ3cmの場合、中性化年数76年が導かれ、建築学会が定める耐久性に関する年数を上回り、その信頼性が確認できる。

# コンクリート中性化速度式

前項より

 $T = \alpha \times \beta \times \gamma \times A_0 \times X^2 - (1)$ 

 $T=8. \ 45 \times X^2 - (2)$ 

(2) 式から次の式が導かれる。

 $X=0. 344\sqrt{T} - (3)$ 

中性化速度式は、一般に  $y=b\sqrt{t}$  と表されることが多いが、中性化速度係数 b については個別に決定すべきとあり、標準的な数値が明確に示されない。ここで導かれた b0. 344 を中性化速度の青森県の基準値とする。

# 3. 目標使用年数

通常の地上建築構造の中では、中性化の問題を有する鉄筋コンクリート構造が、基本構造の劣化リスクが最大である。よってコンクリート中性化と施設の「寿命」を関連づけることには異論のないところである。

鉄筋コンクリート構造では鉄筋の「かぶり」が最も重要である。一般的なかぶり厚さは3cmであるが、それらの中性化に要する年数を以下に示す。

中性化深度(mm)	30. 0	32. 5	35. 0	37. 5	40. 0	50. 0
年数	76	89	103	118	135	211

建築学会の実態調査では外壁コンクリート面に仕上げがあるものは、ないものの 1.0 に対して中性 化率が 0.1  $\sim$  0.8 であるとされる。「仕上げなし」の場合、表面から 1 cmまでの中性化に要する時間 は 8.4 年である。「仕上げあり」では、中性化遅延率を控えめに 2.0 とした場合で、16.9 年と 8 年以上長い。

以上から、新築施設においては、一般使用施設 (88 年)、長期使用施設 (100 年超)の目標使用年数で想定される中性化深度以上のかぶり厚さを確保するか、または、仕上げにより中性化を遅延させる対策を講じるよう「県有施設長寿命化設計基準」に定める。

また、既存施設において長期使用施設(88年)とする場合は、かぶり厚さ及び中性化深度を確認したうえで、設定することとなる。

# 4. 長寿命化事例(青森県庁舎)

青森県庁舎の南棟、東棟及び議会棟は、耐震性能が不足しているとともに、昭和35年の竣工から55年を経過し老朽化が進行していたことから、災害応急対策に必要な耐震性能の確保と、今後40年程度使用することを目標として、平成27年度から平成30年度に改修工事を実施した。





外観(改修前)

外観(改修後)

# ■建築物概要

・名 称:県庁舎南棟、東棟、議会棟・竣 工:1960年(昭和35年)12月

・構 造:鉄骨鉄筋コンクリート造

・階 数:地下1階・地上8階(改修後:地下1階・地上6階)

・延床面積: 28,013.10 m<sup>2</sup> (改修後: 24,758.45 m<sup>2</sup>)

## ■事業費

約93億円(建替えた場合の事業費見込みは約180億円)

# ■事業概要

# 【耐震性能の確保】

・南棟及び東棟の6階以上の減築並びに耐震壁の設置等による耐震補強

### 【長期使用への対応】

- ・外断熱化による躯体の保護
- ・エレベーターの位置を変更し、既存シャフトを設備配管スペースとして活用

#### 【ユニバーサルデザイン化】

- ・正面玄関への通路や車いす用駐車場等に融雪設備を設置
- ・正面玄関の段差解消機をエレベーターに更新等

# 【環境性能の向上】

- ・外壁や窓の断熱改修、冬季の外気流入対策として風除室二重化
- ・BEMSやナイトパージの導入、高効率な設備機器への更新等

## 【県産材の活用】

- ・道路側の外壁は、県産のヒバ材をガラスで覆う仕上げ(ヒバ材の約4割は撤去材を再利用)
- ・庁舎内案内板や県民ホールの内装に、県産のヒバ材やマツ材等を活用

# ■事業スケジュール

2011年度 耐震診断を行い、耐震性能不足と診断

2012年度 耐震・長寿命化検討業務委託、再配置・移転の検討

2013年度 改修内容及び再配置・移転計画の検討

2014年度 設計者選定 (プロポーザル方式)、再配置・移転計画の策定、仮移転開始

2015年度 主要工事着手(12月)2018年度 主要工事完了(11月)





正面玄関 (改修前)









議場(改修後)



執務室 (改修前)



執務室(改修後)